土木工事共通仕様書（案）の読み替え

編章節条	条文	条文(読み替え)
第3編　土木工事共通編 第2章　一般施工 2－10－23 足場工	請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省　平成15年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。	請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省　平成21年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
第2節　適用すべき諸基準	厚生労働省　手すり先行工法に関するガイドライン（平成 15 年）	厚生労働省　手すり先行工法等に関するガイドライン（平成 21 年）